

## **★だいしんで年金をお受け取りの方に4つの特典★**

【期間限定】今回の募集期間は令和7年9月1日から10月31日までです。

特典1

500万円まで!金利最大で年利率1.5%!

# 「だいしん證得年金定期預金」のお取扱い!

・お一人様500万円まで当初年利率1.5%でお預けいただけます。

#### (期間は6か月、最低預入額は100万円。6か月経過後は年利率0.5%の元金自動継続扱い)

- 年金受給が指定替え等で停止した場合は、上記金利が適用されなくなりますのでご注意ください。
- ・ 金利は金融情勢等の変化により見直しさせていただく場合がございます。
- ・新規預け入れの方は「出資金」のご加入をぜひお願いいたします。 ※詳しくは裏面をご確認ください。

特典2

### お誕生日プレゼント!

・「だいしん年金定期預金」もしくは「だいしん超得年金定期預金」を成約されている方に お誕生日に、素敵なプレゼントをお届けいたします。

特典3

### だいしんふれあい倶楽部年金旅行会ご優待旅行の開催!

毎年、ご優待旅行を開催してご好評をいただいております。あなたもぜひご参加下さい。

特典4

### 他金融機関のATM利用手数料無料のお取扱い!

・だいしんで年金お受け取りの方で、組合員または組合員家族の方は 日本国内の他の金融機関の自動機(ATM)の利用手数料を**月3回迄**翌月口座に お返しいたします。

#### 大切な年金のお受け取りは、安心・確実な「だいしん」で

- 年金のご請求(指定替)のお手伝いいたします。お気軽にお申し付けください。
- ・その他、年金のことなら何でもお気楽にご相談ください。

お問い合せは

街のお役に、くらしの夢に

## **②** 川田原第一信用組合

フリーダイヤル 00 0120-86-0465

本店/0465-23-0291

鴨宮支店/0465-47-9275

南足柄支店/0465-74-1317

### 年 金 定 期 預 金

(令和7年8月25日現在)

	(
1. 商品名	・だいしん超得年金定期預金
2. 取扱期間	令和7年9月1日~10月31日
	・国民年金、厚生年金、共済年金、労災年金、厚生(企業)年金基金、国民年金基金を
3. 販売対象	①当組合で既にお受け取りになっている方 ②当組合でお受け取りになるための諸手続を済ませている方(裁定請求・金融 機関変更届等) ・この年金定期預金の預入期間中は継続して年金の受取を指定していることが 条件となります。
4.期 間	・6 か月 (自動継続扱い)
5. 預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括預入(通帳式定期預金に限ります。) ・100万円以上。お一人さま 500万円以内とします。 ・1円単位
6. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利 息 (1)適用金利	<ul> <li>通常金利:固定金利年 0.5%</li> <li>特別金利:固定金利年 1.5%(下記 8.の条件を満たす場合にのみ適用します)(税引前利率)</li> <li>なお、自動継続後の金利は、書替継続日における当組合が定めただいしん超得年金定期預金の通常金利を適用いたします。(特別金利は適用されません)</li> </ul>
(2)利払方法 (3)計算方法 (4)その他	・利払い式自動継続扱いにてお支払いします。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 ・取扱金利は金融情勢等の変化により、当組合の判断により予告なく変更させていただく場合がございます。
8.特別金利適用条件	・次の①~③のいずれかに該当する場合に特別金利を適用します。なお、特別金利の適用はお一人さま1回限りとします。 ①預入前6か月以内に当組合に年金の振込が開始されたこと ②預入前6か月以内に当組合に年金の振込口座指定を予約(年金受取り予約サービス申込書の提出が必要)され、預入後6か月以内に年金振込口座指定手続が完了していること ③既存の「だいしん年金定期預金」を解約してこの定期預金を預入すること ※預入前6か月よりも前から当組合で年金をお受取で、かつ、既存の「だいしん年金定期預金」をご契約されていない方は、特別金利の適用対象外となりますのでご注意下さい。
9. 自動継続に よる取扱い	・自動継続後の金利は、書替継続日における当組合が定めただいしん超得年金 定期預金の通常金利を適用いたします。6か月目以降の利率は、満期日(書 替継続日)までに決定いたします。 ・相続手続きにより当該預金者が被相続人となった場合、自動継続は停止いた します。この場合、満期日以降の利息は、解約日における普通預金利率を適 用します。

街のお役に、くらしの夢に

10. 税 金	・個人…20%の源泉分離課税(国税 15%・地方税 5%) ※ただし、マル優を利用の場合は除きます。 ※平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの 25 年間、 復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉 分離課税(国税 15.315%、地方税 5%)となります。
11. 手数料	<del>-</del>
12. 付加できる 特約事項	・マル優の取扱いができます。
13. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日における普通預金利率(小数点第 3 位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。
14. 金利情報の 入手方法	・当組合のホームページおよび店頭備え付けの金利ボードをご覧いただくか、 または窓口にお問い合わせください。
15. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul> <li>・苦情処理措置</li> <li>【窓口:小田原第一信用組合コンプライアンス統括室】</li> <li>フリーダイヤル:0120-86-0465</li> <li>受付日 :月曜日〜金曜日 (祝日および組合の休業日は除く)</li> <li>受付時間 :午前9時〜午後5時</li> <li>・紛争解決措置</li> <li>【窓口:一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】</li> <li>受付日 :月曜日〜金曜日 (祝日および協会の休業日は除く)</li> <li>受付時間:午前9時〜午後5時電話:03-3567-2456</li> <li>住所:〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5</li> <li>(全国信用組合会館内)</li> <li>※東京弁護士会 紛争解決センター(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3581-2249)</li> <li>で紛争の解決を図ることも可能です。</li> </ul>
16. その他参考 となる事 項	<ul> <li>・お預け入れ期間中に当組合での年金受取が確認できない場合は、預入日に遡って当該預金に適用される金利を取消させていただき、普通預金の利率となります。</li> <li>・相続手続きにより当該預金者が被相続人となった場合は、当該預金の満期日まで通常(特別)金利は適用されます。</li> <li>・この預金は預金保険制度の対象であり、預金保険の範囲内で保護されます。</li> <li>・当組合の判断で予告なく商品内容・条件を変更することや、取扱いを中止する場合がございます。</li> <li>・旧「だいしん年金定期預金」(上限 100 万円タイプ) は募集を終了いたしました。</li> </ul>

街のお役に、くらしの夢に